

兵庫県公報

平成28年3月25日 金曜日 第2784号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	4
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	4
○ 東条都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	5
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	5
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（市街地整備課）	5
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	9
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	9
公安委員会規則	
○ 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則	10
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	18
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	18
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	19

公布された法令のあらまし

- 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則(公安委員会規則第2号)
警察官の服制に関する規則の一部改正により警察官の被服等の色、地質又は材質及び制式が変更されたこと、警察官等に支給し、又は貸与した被服及び装備品に係る、所属長による保管について定めること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）
少年院法及び少年鑑別所法が施行されたこと等に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
小野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年 2月 1日から同年 3月 8日まで
- 3 作業地域
尼崎市長洲本通一丁目外



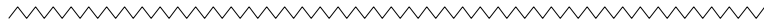
兵庫県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.81号網干線
- 3 事業施行期間
平成18年 4月 4日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
川辺郡猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 291号原広根線
- 3 事業施行期間
平成24年 3月30日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年 3月25日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久 畑 香 呂 線	姫路市香寺町香呂字口戸35番 5 から 同 市香寺町香呂字口戸34番 1 まで	旧	4.0から 5.0まで	64.0	
		新	6.0から 7.0まで	64.0	



兵庫県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年 3月25日から 2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 4 2 9 号	朝来市生野町口銀谷字1丁目513番3から 同 市生野町口銀谷字4丁目699番まで	旧	7.0から 17.0まで	542.0
		新	9.0から 24.0まで	542.0



兵庫県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月25日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所及び同県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 たつの相生線	たつの市龍野町川原町212番1から 相生市池之内字家ノ下565番2まで	旧	6.0から 59.0まで	10,319.0	
	たつの市揖西町土師2丁目124番から 相生市池之内字家ノ下558番1まで		13.0から 160.0まで	2,193.0	
	たつの市揖西町土師2丁目124番から 相生市池之内字家ノ下558番1まで	新	13.0から 160.0まで	2,193.0	



兵庫県告示第304号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
県道 伊丹池田線	伊丹市下河原1丁目303番14から 同 市下河原1丁目303番1まで

2 指定する期日

平成28年4月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東条都市計画下水道事業加東市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成2年 2月13日から平成28年 3月31日まで
変更後 平成2年 2月13日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第306号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社村上
- 2 代表者氏名 村 上 良 人
- 3 事務所所在地 神戸市中央区東川崎町七丁目11番8号
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(7)第202172号
- 5 免 許 年 月 日 平成25年 7月 1日



兵庫県告示第307号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間

- 平成24年10月から平成29年 3月まで
- 3 施行地区
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 4 事務所の所在地
明石市大明石町一丁目 6 番13号
- 5 組合設立の年月日
平成24年 9月28日
- 6 変更認可の年月日
平成28年 3月14日



兵庫県告示第308号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年10月から平成29年 3月まで
- 3 施行地区
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 4 事務所の所在地
明石市大明石町一丁目 6 番13号
- 5 組合設立の年月日
平成24年 9月28日
- 6 変更認可の年月日
平成28年 3月14日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) コーナン洲本 S C
所在地 洲本市上内膳字舟川原404番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地 1	疋 田 直太郎
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	中 山 明 憲
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地 1	疋 田 直太郎
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	中 山 明 憲

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年10月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,307平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
231台
 - (2) 駐輪場の収容台数
140台
 - (3) 荷さばき施設の面積
87平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
47.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前6時	午後10時
株式会社マルナカ	午前6時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前5時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口2箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成28年2月24日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年3月25日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年7月25日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス飾東町店
所在地 姫路市飾東町庄字二反田164番ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 街並みづくり等への配慮について

ア 景観法に基づく景観計画区域内の行為届出が必要。

イ 屋外広告物条例に基づく許可申請が必要になる場合は申請を行うこと。

(2) 開発行為に関する事項

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、手続きを行うこと。

(3) 駐車場について

出口付近の構造について、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できること。(駐車場法施行令第7条第1項第5号)

(4) 騒音発生に係る事項

付帯設備である冷凍機用室外機の一部が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、条例に基づく設置届出を確実に行うこと。また、空調機用室外機、冷凍機用室外機及び換気ファン(送風機)が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」又は姫路市公害防止条例第23条に基づく「騒音に係る施設」に該当する場合、条例に基づく届出を確実に行うこと。

「騒音に係る特定施設等」圧縮機(動力が7.5キロワット以上のもの)

「騒音に係る施設」送風機(定格出力が2.25キロワット以上のもの)

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年3月25日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市黒崎町93番、94番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市神岡町東鶯崎546番地の1

有限会社太成 代表取締役 河崎和浩

3 許可年月日及び許可番号

平成27年6月4日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-6号(27赤穂)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

社会福祉法人 イエス団 神戸高齢者総合 ケアセンター 真愛たきやまホーム	同 市兵庫区滝山町511
---	--------------

」

を

「

社会福祉法人 イエス団 神戸高齢者総合 ケアセンター 真愛たきやまホーム	同 市兵庫区滝山町511
介護付有料老人ホーム エクセレント神戸	同 市兵庫区菊水町10丁目 9-18

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年 3月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,561

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 666,004



兵庫県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成28年 3月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

(選挙区名) (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)

神戸市東灘区	56,528
神戸市灘区	35,250
神戸市中央区	34,269
神戸市兵庫区	29,887
神戸市北区	60,401
神戸市長田区	26,686
神戸市須磨区	45,080
神戸市垂水区	60,667
神戸市西区	65,957
姫路市	137,983

尼崎	市	126,185
明石	市	80,251
西宮	市	128,168
洲本	市	12,722
芦屋	市	26,111
伊丹	市	53,595
相生	市	8,441
豊岡	市	23,031
加古川	市	72,109
たつの市及び揖保郡		30,265
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡		23,103
西脇市及び多可郡		17,443
宝塚	市	62,588
三木	市	21,765
高砂	市	25,103
川西市及び川辺郡		51,935
小野	市	13,017
三田	市	30,605
加西	市	12,400
篠山	市	11,816
養父	市	6,991
丹波	市	18,100
南あわじ	市	13,590
朝来	市	8,742
淡路	市	12,832
宍粟	市	10,973
加東	市	10,615
加古	郡	17,775
神崎	郡	12,101
美方	郡	9,627

公安委員会規則

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第2号

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(支給品及び貸与品明細表)」に改め、同条中「けん銃」を「拳銃」に、「支給品明細表(様式第1号)及び貸与品明細表(様式第2号)」を「支給品及び貸与品明細表(様式第1号)」に改める。

第5条中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(保管)

第5条の2 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官等に支給し、又は貸与した被服及び装備品について、所属長に保管させることができる。

- (1) 警察官等が停職を命ぜられたとき。
- (2) 警察官等が、長期欠勤又は心身の故障のため、支給品及び貸与品を保管することが適当でないと認めら

れるとき。

- (3) 亡失その他の事故の防止のため、警察官等が支給品及び貸与品を保管することが適当でない認められるとき。

第6条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第7条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第10条中「様式第7号」を「様式第6号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

品 目	着 用 期 間	年 間 計
冬 服 冬 活 動 服 冬 帽 子 冬 活 動 帽 子 冬 ワ イ シ ャ ツ	12月1日から翌年3月31日まで	4月
合 服 合 活 動 服 合 ワ イ シ ャ ツ	4月1日から5月31日まで 10月1日から11月30日まで	4月
合 ネ ク タ イ	10月1日から翌年5月31日まで	8月
夏 服	6月1日から9月30日まで	4月
夏 帽 子 夏 活 動 帽 子	4月1日から11月30日まで	8月
防 寒 服	11月1日から翌年4月30日まで	6月
雨 衣	年 間	12月
ベ ル ト	年 間	12月
手 袋	年 間	12月
靴 下	年 間	12月
長 靴	年 間	12月
短 靴	年 間	12月
冬 ネ ク タ イ 冬 活 動 ネ ク タ イ 合 活 動 ネ ク タ イ 合 帽 子 合 活 動 帽 子	本部長が別途指定する。	

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(1)(第5条関係)

保存期限	. .
------	-----

返 納 書

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量

返 納 対 象 者

階 級	職 員 番 号	氏 名

返納の理由

上記の物品を返納します。

年 月 日

本 部 長 殿

(装 備 課)

所属長

印

様式第 2 号 (2)

保存期限	. .
------	-----

受 領 書

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量

返 納 対 象 者		
階 級	職 員 番 号	氏 名
受領の理由		

上記の物品を受領しました。

年 月 日

所 属 長 殿

本 部 長 印
(装 備 課)

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

分類記号	
保存期限	. .

発第 号
年 月 日

本 部 長 殿
(装備課)

所属長

印

支 給 及 び 貸 与 (換) 申 請 書

品 目	号数 番号	数量	給貸与年月日	使用 期間	職員番号	階級	氏 名	理 由
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					

- 注 1 支給品又は貸与品の滅失、毀損、盗難等の場合は、事実調査報告書等を添付すること。
 2 毀損又は損耗の場合は、その現品を添付すること。

様式第4号を削る。

様式第5号中注2を削り、同様式を様式第4号とする。

様式第6号注に次のように加え、同様式を様式第5号とする。

2 弔意を表す場合は、飾緒を除くものとする。

様式第7号を様式第6号とする。

様式第8号注4中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同様式を様式第7号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第12号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第28条第2号中「施設逃走少年の手配及び」を「少年施設収容のための」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第4号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2一般国道の部171号の項中

「

伊丹市下河原2丁目13番11から西宮市和上町10番まで

」

を

「

伊丹市下河原2丁目13番11から西宮市和上町10番まで

伊丹市北伊丹9丁目48番から同市北伊丹9丁目135番1まで

」

に改め、同部176号の項中

「

川西市栄根2丁目6番5から同市小戸2丁目318番4まで

」

を

「

川西市栄根 2丁目 6番 5 から同市小戸 2丁目 318番 4 まで
西宮市名塩 3丁目 836番 1 から同市塩瀬町名塩字士林 2198番 1 まで

に改め、同表県道の部門前鶴線の項の次に次のように加える。

伊丹池田線	伊丹市下河原 1丁目 303番 14から同市下河原 1丁目 303番 1 まで
-------	---

別表第 3 の 2 市道（神戸市）の部有野藤原線の項の次に次のように加える。

西下木津線	神戸市西区見津が丘 3丁目 18番から同区見津が丘 4丁目 11番まで
見津が丘環状線	神戸市西区見津が丘 1丁目 7番 4から同区見津が丘 3丁目 3番 8まで

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年 3月25日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量 6,060,749キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通 5丁目 4番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 3月 2日
- 4 落札者の名称及び住所
(株) F-Power 東京都港区六本木一丁目 8番 7号
- 5 落札金額
98,987,405円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年 1月 22日